

【接触者健診マニュアル及び菌検査事業部会報告 2】

分子疫学調査の推進に向けた東京都結核菌検査事業の検討

1 分子疫学調査の推進に向けた東京都結核菌検査事業の検討

東京都では平成 12 年より、集団感染事例に係る菌株及び薬剤耐性結核菌株の収集を行ってきました。

今般、国の「感染症法に基づく結核の接触者健康診断の手引き（第 6 版）」に菌株確保と結核分子疫学調査の有用性が盛り込まれたことを受け、都においても、接触者健診マニュアルの改訂と合わせて東京都結核菌検査事業の検討を行って参りました。

東京都の菌株収集率は過去 5 年間、肺結核培養陽性者中 10%前後で推移しており、結核菌データベースの構築や新たな感染経路の発見等、分子疫学調査の活用が進んでいない現状があったため、今年度の専門部会においては、最優先の取組として全株収集を目標とした菌株の収集方法について検討を行いました。

令和 5 年 4 月 1 日より、本事業は下記の通り実施致します。

2 今後の東京都結核菌検査事業について

目的：結核の発生を予防し、発生状況、発生動向の把握、分析、対策の評価に活用する

根拠法令：感染症法第 15 条（積極的疫学調査）、東京都結核予防推進プラン 2023

実施主体：東京都

実施対象：都内保健所および結核病床を有する 11 医療機関

事業計画：5 ヶ年

事業概要：データベース構築のための菌株収集（目標値 50%）と分子疫学調査のため効果的な情報共有を行う

（収集対象）

- ・集団感染が疑われる結核患者（初発患者報告事例含む）
- ・HR 両剤耐性、H 耐性、R 耐性が疑われる結核患者
- ・結核病床を有する 11 医療機関で診断された塗抹陽性結核患者
- ・検査が必要と保健所が判断した結核患者（都と協議の上）

（搬入方法）

- ・令和 5 年度は従来通りの搬入方法
- ・令和 6 年度以降については未定

（結果還元及び情報共有）

- ・結果還元については R5 年度は従来通り
- ・情報共有については R5 年度は報告会実施